

## 加古川市立志方児童館における実習生の受入れに関する要綱

令和元年9月12日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市立志方児童館（以下「児童館」という。）における児童館実習生（以下「実習生」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 児童館実習（以下「実習」という。）の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は児童厚生員の養成を目的とする養成所等（以下「養成機関等」という。）に在籍する者とする。

(申込手続)

第3条 実習を委託しようとする養成機関等の長は、あらかじめ市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、児童館の業務に支障がなく、かつ、実習生の受入れを適当と認めた場合に限り、承諾するものとする。

3 市長は、実習生の受入れの可否を決定したときは、その旨を当該養成機関等に通知するものとする。

(委託契約)

第4条 前条第2項の承諾を受けた養成機関等の長は、市長と実習生の受入れに係る契約を締結しなければならない。

2 前項の契約を締結した養成機関等の長は、市長が別に指定する期日までに委託料を納入しなければならない。

3 前項の委託料の額は、実習生1人につき日額1,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、特別の事情によりこの額により難しいときは、市長と養成機関等の長が協議のうえ、これを定めることができる。

(実習の期間)

第5条 実習生の受入れ期間は、当該受入れを実施する日からその日の属する会計年度の末日までの間で、市長と養成機関等の長が協議し、定めるものとする。

(賃金その他の費用負担)

第6条 市長は、実習生に対し、賃金、交通費、食費その他実習に伴う一切の費用を負担しない。

(実習の中止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習を中止することができる。この場合において、市長は、養成機関等の長にその旨を通知するものとする。

(1) 実習生が第4条第1項の規定により締結した契約に違反したとき。

(2) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実習生の受入れに関し必要な事項は、第4条第1項の規定により締結する契約により定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月12日から施行する。